

■ 日常生活用具の給付など

(1) T字杖の給付

- 【対象】 65歳以上で歩行が困難な方
【内容】 木製のT字杖を給付します。
【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150
各地域包括支援センター（P, 2～7）



(2) 日常生活用具の給付

- 【対象】 65歳以上で日常生活用具の給付が必要な方
※事前に地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問し、要介護度や身体状況を確認させていただきます。
- 【内容】 介護保険の要支援・要介護認定を受けた方
・防水シーツ（※枚数の上限があります）
介護保険で非該当（自立）と認定された方
・スロープ ・入浴補助用具
・歩行支援用具 ・腰掛便座
歩行困難な方
・シルバーカー
※世帯の所得に応じて1割の費用負担があります。
※事前訪問時の状況に応じて、必要とされた用具を給付します。
- 【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

※サービスの申請や利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。

(3) 特殊寝台のレンタル

- 【対象】 65歳以上の特殊寝台が必要な方で、介護保険法に基づく貸与が受けられない方
※事前に地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問し、要介護度や身体状況を確認させていただきます。
- 【内容】 特殊寝台を月700円でレンタルします。
【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

※サービスの申請や利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。